

# 託送供給等特例認可申請書

(2024年能登半島地震に伴う災害に係わる料金等の特別措置)

2024年1月4日

東北電力ネットワーク株式会社

# 託送供給等特例認可申請書

東北電NWNWS企第16号  
2024年1月4日

経済産業大臣 齋藤 健 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号  
東北電力ネットワーク株式会社  
取締役社長 坂本 光弘

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		接続供給	備考
供給の相手方	氏名(名称)	別紙に記載のとおりであります。	
	住所	同上	
	受給 場所	受電場所	同上
	供給場所	同上	
供給電力		同上	
供給電圧		同上	
電気方式及び周波数		同上	
料金その他の供給条件の内容		同上	
供給開始年月日及び有効期間		同上	

## 別 紙

### 託送供給等約款以外の供給条件の内容

2024年能登半島地震に伴う災害により、電気の利用者に多大な被害が発生し、当社供給区域内の次の市町村に災害救助法が適用された。

新潟県：新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、南魚沼市、三島郡出雲崎町

このため、当社供給区域内の災害救助法適用市町村および隣接市町村※（隣接市町村には、当社供給区域外における災害救助法適用市町村の隣接市町村を含む。2024年1月4日以降、2024年能登半島地震に伴う災害により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含む。）において、被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

※隣接市町村は、以下のとおり（2024年1月4日時点）。

新潟県：新発田市、小千谷市、十日町市、阿賀野市、魚沼市、北蒲原郡聖籠町、西蒲原郡弥彦村、南蒲原郡田上町、東蒲原郡阿賀町、南魚沼郡湯沢町、刈羽郡刈羽村

福島県：南会津郡只見町

- 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の2023年11月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）、12月、2024年1月および2月料金計算分の料金算定日を、当社の託送供給等約款（以下「託送供給等約款」といいます。当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいいます。）18（料金）の規定にかかわらず、各々1か月間延長する。
- 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続き

まったく電気を使用しない場合には、託送供給等約款 18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から 6 か月間に限り、免除する。

3 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが2024年7月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、託送供給等約款69（供給地点への供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

(1) 当該供給地点にかかる接続供給の契約種別が、被災時の接続供給の契約種別と同一であること。

(2) 当該供給地点にかかる接続供給の契約電力が、被災時の接続供給の契約電力をこえないこと。

4 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送供給等約款20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、その申込みが2024年7月末日までに行なわれたときは、託送供給等約款72（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

5 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送供給等約款18（料金）の規定にかかわらず、2024年7月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金の基本料金、臨時接続送電サービス料金の基本料金および予備送電サービス料金を免除する。

6 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを 2024 年 7 月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送供給等約款 61（引込線の接

続), 62 (計量器等の取付け), 63 (通信設備等の施設) および 65 (電流制限器等の取付け) の規定にかかわらず, 原則として, その初回の工事に要した費用を免除する。

7 この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については, 託送供給等約款によるものとする。

以 上

## 別 添

### 託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

2024年能登半島地震に伴う災害の影響により、電気の使用者に多大な被害が発生し、当社供給区域内の次の市町村に災害救助法が適用されました。

新潟県：新潟市，長岡市，三条市，柏崎市，加茂市，見附市，燕市，糸魚川市，  
妙高市，五泉市，上越市，佐渡市，南魚沼市，三島郡出雲崎町

このような状況を踏まえ、被災された電気の使用者の負担の軽減等を目的とし、当社供給区域内の災害救助法適用市町村および隣接市町村（隣接市町村には、当社供給区域外における災害救助法適用市町村の隣接市町村を含む。2024年1月4日以降、2024年能登半島地震に伴う災害により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含む。）において被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし書の規定にもとづき、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく特例認可申請するものであります。

以 上